

熊取町新たな地場産品創出等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、補助金交付規則（昭和51年規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、熊取町新たな地場産品創出等条例（令和6年条例第21号。以下「条例」という。）第4条第2項の規定に基づき、新たな地場産品の創出又は既存の地場産品の生産強化等（以下「新たな地場産品の創出等」という。）を行う事業に取り組む事業者に対する熊取町新たな地場産品創出等支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地場産品 町内において生産、製造及び加工される製品（町内生産物を町外で加工する場合を含む。）並びに提供されるサービスをいう。
- (2) 採択事業者 町長が別に定める事業者提案の募集に応募し採択された事業者をいう。
- (3) 補助事業 町長が別に定める事業者提案の募集に応募し、採択された新たな地場産品の創出等を行う事業をいう。
- (4) 寄附額 クラウドファンディングによる寄附を受けた額の合計額をいう。
- (5) 目標額 補助対象経費の額の合計額に100分の200を乗じた額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、補助事業の実施主体である採択事業者で、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 提案した補助事業への寄附額が目標額に達した者又は寄附額が目標額に達しない場合であっても、自らの責において補助事業を行う者
- (2) 新たな地場産品の創出等を行った地場産品を、町のふるさと納税の返礼品として登録する意思を有する者
- (3) 町内に事業所等を有し、又は開設を予定する者で、補助金の交付決定の日から5年以上継続して補助事業を行う意思を有する者
- (4) 国税及び地方税の滞納（納税猶予等の措置によるものを除く。）がない者
- (5) 暴力団排除条例（平成24年条例第26号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3条に規定する暴力団密接関係者に該当しない者

(補助対象事業等)

第4条 補助対象事業及び補助対象経費は、別表第1に掲げるとおりとする。

(補助金の額及び補助限度額)

第5条 補助金の額は、寄附額の10分の5の額(1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、補助対象経費の額の合計額を上限とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする採択事業者は、熊取町新たな地場産品創出等支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に別表第2に規定する書類を添付し、町長に申請するものとする。

(補助金の交付決定及び通知)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付するか否かを決定しなければならない。

2 町長は、補助金の交付の決定に際し、必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

3 町長は、補助金の交付の決定をしたときは、熊取町新たな地場産品創出等支援事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により、不交付の決定をしたときは、熊取町新たな地場産品創出等支援事業補助金不交付決定通知書(様式第5号)により当該申請者に通知するものとする。

(交付決定前の着手)

第8条 補助事業の着手は、原則として補助金の交付の決定後に行うものとする。ただし、事業の効率的な実施を図る必要があり、又は事業の実施に当たりやむを得ない事情がある場合は、町長に事前着手届(様式第6号)を提出した後に着手することができる。

(補助事業の変更等)

第9条 補助金の交付決定通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、事業計画を変更し、又は事業を中止しようとするときは、熊取町新たな地場産品創出等支援事業補助金変更交付・中止申請書(様式第7号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査の上、補助金交付の変更の可否又は取消しを決定し、熊取町新たな地場産品創出等支援事業補助金変更交付・中止決定通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了後30日以内に熊取町新たな地場産品創出等支援事業補助金実績報告書(様式第9号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の確定)

第11条 町長は、前条の実績報告書を受理したときは、速やかにその審査を行い、必要に応じて現地調査等を行い、補助事業が補助金の交付の決定の内容及びこれに付

した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、熊取町新たな地場産品創出等支援事業補助金確定通知書(様式第10号)により通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 補助金は、補助事業者が補助事業を完了した後において交付する。

- 2 前項の規定にかかわらず、町長は、補助事業者の経済的な事情など補助金の交付の目的を達成するため当該補助事業の完了前に補助金を交付する必要があると特に認めるときは、第7条の規定による補助金の交付決定後、交付決定の範囲内において、補助金の全部又は一部を補助事業が完了する前に概算交付することができる。

(補助金の請求及び支払)

第13条 補助金の請求は、熊取町新たな地場産品創出等支援事業補助金交付請求書(様式第11号)により、概算交付に係る請求をするときは、熊取町新たな地場産品創出等支援事業補助金概算払請求書(様式第12号)により請求するものとする。

- 2 町長は、前項の請求を受け付けた日から30日以内に補助金を支払うものとする。

(補助金の返還)

第14条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第7条の補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 法令又は条例若しくはこの要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) 補助金の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が適当でないと認めるとき。

- 2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し期限を定めて当該補助金の返還を請求するものとする。

- 3 前項に規定する補助金の返還請求を受けた補助事業者は、期限内に補助金を返還しなければならない。

(事業成果の報告)

第15条 補助事業者は、補助金の交付が決定した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間は、補助金の交付を受けた事業の実施状況について町長が報告を求めた場合、これに応じなければならない。

(書類の保存)

第16条 補助事業者は、補助事業に関する書類及び帳簿等の関係書類について、補助金を交付した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(財産の維持管理等)

第17条 補助金の交付を受けた者は、補助事業によって取得した財産を適正に維持管理するとともに、補助金の交付目的に従って使用し、原則としてこれを第三者に譲渡してはならない。

(雑則)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 4 条関係)

補助対象事業	補助対象経費
新たな地場産品の創出又は既存の地場産品の生産強化等に関する事業	工場、作業場等の建物取得に係る建設費
	建物付帯設備の整備又は取得に要する経費
	新たな地場産品の創出等に要する構築物の取得及び機械装置等の取得に係る経費
	増改築費
	備品購入費(新たな地場産品の創出等に要するものに限る。)
	委託費(新たな地場産品の創出等に要するものに限る。)
	その他新たな地場産品の創出等に必要と認める経費

※町内生産物を町外で加工する場合を含む。

備考

人件費、飲食費、土地の購入費その他社会通念上不適切と認められる費用は除く。

別表第 2 (第 6 条関係)

添付書類
【個人・法人共通】 (1) 事業計画書 (2) 収支計画書 (3) 事業実施等誓約書(様式第 2 号) (4) 暴力団員非該当等誓約書(様式第 3 号)
【個人の場合】 (1) 住民基本台帳法に基づく住民票の写し(3 箇月以内のもの) (2) 個人事業の開廃業等届出書(個人事業で届出済の場合)

- (3) 営業許可証等の写し(許認可を必要とする場合に限る。)
- (4) その他町長が必要と認める書類

【法人の場合】

- (1) 履歴事項全部証明書(3箇月以内のもの)
- (2) 定款の写し
- (3) 営業許可証等の写し(許認可を必要とする場合に限る。)
- (4) その他町長が必要と認める書類